

グリーン調達基準書

第2版



2024年3月
株式会社グローセル

目 次

1. はじめに	2
2. 目的.....	2
3. 適用範囲	2
4. グリーン調達 ¹ の要求事項	2
4.1 環境マネジメントシステム(EMS)の構築 (Environmental Management System)	3
4.2 製品含有化学物質管理システムの構築 (Chemical Substances Management System)	3
4.3 納入品に関する化学物質管理基準の遵守	3
4.4 納入品の含有化学物質に関する情報のご提出	4
5. 用語の説明	5
別表 1. 禁止物質リスト	8
別表 2. 管理物質リスト	13
付属書 1. 禁止物質の適用除外用途リスト	15
付属書 2. Glosel 管理対象例示物質リスト	16
改訂履歴	16

1. はじめに

当社は、自社ブランドである半導体ひずみセンサー「STREAL」及び次世代製品の開発・製造において、環境に配慮した製品、部品、材料、包装材等を優先して購入する「グリーン調達」に取り組んでいます。

当社は、グリーン調達活動を推進し、取引先様とともに地球環境保全を図り、持続可能な社会の継続的発展に貢献してまいります。取引様におかれましては、当社のグリーン調達活動への一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2. 目的

本基準書は、取引先様からの納入品に含まれる化学物質情報を確実に入手し、自社製品において環境負荷の少ない製品を調達することで、お客様へ環境に配慮した製品を提供すると共に、伝達が必要な化学物質情報(含有物質、含有量、濃度等)を適切に把握・管理し、RoHS 指令やREACH 規則等の国内外の化学物質法規制の遵守及び環境負荷の低減を目的としています。以下、当社のグリーン調達に関する要求事項について、取引先様にお願いする具体的内容を示します。

3. 適用範囲

当社の自社ブランドである半導体ひずみセンサー「STREAL」及び次世代製品において、自社製品に関わる納入品(製品、部品、委託品、包装材等)及びその取引先様に適用します。

なお、包装材については最終的に当社顧客(エンドユーザー、ビジネスパートナー)の手に渡る出荷用包装材に適用します。当社への納入時のみに使用する包装材は除外とします。

※包装とは、当社に納入する製品、部品、材料等の包み込み、保護、取扱、配送などに用いる資材を指します。

例：段ボール、内装箱、緩衝材、トレイ、ポリ袋、粘着テープ、乾燥剤、ラベルなど

4. グリーン調達の要求事項

当社が取引先様に求めるグリーン調達の要求事項は以下となります。

当社はこれらの要求事項を満足する取引先様からの調達を推進しますので、遵守をよろしくお願いいたします。

表 1. 取引先様に求めるグリーン調達の要求事項

No.	要求事項	項
1	環境マネジメントシステム(EMS)の構築	4.1
2	製品含有化学物質管理システム(CMS)の構築	4.2
3	納入品に関する化学物質管理基準の遵守	4.3
4	納入品の含有化学物質に関する情報のご提出	4.4

4.1 環境マネジメントシステム(EMS)の構築 (Environmental Management System)

当社では環境保全活動を自律的、継続的に改善しながら推進いただくため、取引先様に環境マネジメントシステム(EMS)の構築をお願いしております。ISO14001 の第三者認証を原則としておりますが、不可の場合は、取引先様の状況に合わせた形で PDCA を回せる EMS と同等の管理システムの構築をしていただけますようお願いいたします。

4.2 製品含有化学物質管理システムの構築 (Chemical Substances Management System)

当社では取引先様に製品含有化学物質管理システム(CMS)の構築をお願いしています。

EU RoHS 指令や REACH 規則等の各国の化学物質法規制を遵守するためには、製品含有化学物質管理が必要です。

アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づいた管理システムの構築と運用をお願いいたします。(Web サイト: [製品含有化学物質ガイドライン](#))

なお、取引先様の CMS の構築と運用状況を確認するため、書類監査または訪問監査をお願いさせていただく場合があります。また、監査結果に基づき、実施不十分な項目に対する改善のお願いをさせていただく場合があります。

最終的に適切な改善が見られない場合は、お取引の見直しを行う場合があります。

4.3 納入品に関する化学物質管理基準の遵守

当社は納入品(製品、部品、委託品、包装材等)に適用する化学物質管理基準を定め、取引先様に遵守をお願いいたします。以下、2つのカテゴリーに分けて、納入品に含有される化学物質の情報を把握します。

表 2. 納入品に関する化学物質管理基準

管理区分	管理区分の定義	管理対象物質
禁止物質	納入品に含有していることを禁止する物質。 また、含有閾値が設定されている場合には閾値を超えないように制限される物質。但し、法規制で適用除外用途に該当する場合は除く。	別表 1. 禁止物質リストを参照
管理物質	納入品に含有している場合、使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処理等に考慮すべき物質。 管理物質は意図的な含有を制限するものではなく、含有有無、含有濃度等についてのデータを把握すべき物質である。	別表 2. 管理物質リストを参照

「4.4 納入品の含有化学物質に関する情報のご提出」に基づき、本基準への適合をご確認の上、ご報告をお願いいたします。

また、万一納入品が本基準に適合しないことが判明した場合(閾値を超える禁止物質が含有し、適用除外用途に該当しないなど)は、速やか(確認時より 24 時間以内)にご連絡をお願いいたします。

その後の対応については、当社と取引先様との協議を通じて決定します。

なお、禁止物質の含有が原因で当社に損害が発生した場合、取引先様との契約に基づき、瑕疵担保責任を負っていただく場合があります。

4.4 納入品の含有化学物質に関する情報のご提出

当社への納入品が化学物質管理基準に適合していることを確認する情報として、納入品の含有化学物質に関する情報のご提出をお願いします。担当者より取引先様へご依頼をさせていただいた際は、ご対応をよろしくをお願いします。

【ご提出資料とお願い事項】

経済産業省主導で開発され、電気・電子業界の国際規格である IEC62474 に準拠した製品含有化学物質の情報伝達共通スキームである chemSHERPA(ケムシェルパ)による調査を実施させていただきます。

データ作成支援ツールには、化学品と成形品の2つのツールがありますが、当社への納入品に対する含有化学物質情報の伝達は、成形品データ作成支援ツール(chemSHERPA-AI)を使用し、回答作成をお願いします。

化学品データ作成支援ツール (chemSHERPA-CI)	成形品データ作成支援ツール (chemSHERPA-AI)
納入品が化学物質及び混合物(塗料、インキ、接着剤、クリームはんだ、樹脂ペレット等)の場合に使用。	納入品が完成品、部品、包装材など成形品の場合に使用。
<p style="text-align: right; font-size: small;">図引用元：2017-08-04 chemSHERPA 入門セミナー-V.3 より抜粋</p>	
お願い事項	
1	成形品データ作成支援ツール(chemSHERPA-AI)は、「 成分情報 」と「 遵法判断情報 」の両方をご記入ください。
2	成分情報については、製品に含有する化学物質を可能な限り FMD(Full Material Declaration : 全成分情報) でのご報告をお願いします。chemSHERPA 管理対象物質だけでなく、任意報告物質などを含め、知り得る限りの情報を網羅した成分情報(企業秘は除く)の作成をお願いします。
3	chemSHERPA データ作成支援ツール及びマニュアルにつきましては、最新版を chemSHERPA HP よりダウンロードいただき、回答作成後、chemSHERPA の専用ファイル(.shai)にてご提出ください。(Web サイト： データ作成支援ツール)
4	やむを得ない事情で chemSHERPA データの提出が不可の場合や顧客要求など、必要に応じて下記データのご提出をお願いさせていただく場合がありますので、ご対応をよろしくをお願いします。 ■ 貴社でご提出可能な成分表、SDS、非含有証明書、分析データなど
5	納入品に関して使用材料・部品、設計仕様、製造条件など含有化学物質情報に変更が発生する場合は、変更内容と影響範囲についてその都度速やかに当社に連絡すると共に、製品含有化学物質情報(chemSHERPA データ)を取得し、本基準への適合を確認した上で、当社に提出し、事前に当社の許可を得た後に変更を実施して下さい。また、製品含有化学物質情報に関して新たな含有が判明した場合や、以前に報告された内容に変更が生じた場合もご連絡をよろしくをお願いします。

5. 用語の説明

用語	説明
化学物質	天然に存在するか、又は任意の製造工程において得られる元素及びその化合物。
混合物	2つ以上の化学物質を混合したもの。 例：塗料、インキ、合金のインゴット、はんだ、添加剤を含有する樹脂ペレットなど。
化学品	化学物質又は混合物
成形品（アーティクル）	製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。 例：キーボードの1つのキー、電話機用樹脂製ケース、モーター用銅材、金属の板材、歯車、集積回路、電気製品、輸送機器など。
化学物質情報	管理対象化学物質に関する含有物質・含有量・含有濃度、組成変化、濃度変化、使用用途等を指す。(化学物質の識別は、CAS 番号あるいはその物質を特定できる名称、番号、記号等で行うことが望ましい)
製品含有	製品、部品、材料等に化学物質が含有すること。 例えば以下のような状態を指す。 (1) 物質が意図的に添加された状態 (2) 非意図的添加(不純物)として含有する状態 (3) 製造工程で使用された物質が、最終製品あるいは部品、材料に残留又は付着・移行した状態(例えば製品の製造工程で、製品に直接触れる金型、治工具、機械設備、または塗料などに接触する容器やホース等は残留又は付着・移行に注意が必要)
意図的添加	特定の特性、外観、性質、属性、品質をもたらすために、意図的な添加、充填、混入、付着により、製品を構成する部品・原材料・副資材、それらに使用される材料に物質が残存すること。
非意図的添加	化学物質が天然素材中に含有され、精製過程で技術的に除去しきれない、または反応の過程で生じ技術的に除去できない場合や製造工程において意図せずに混入・付着した場合などを指す。いわゆる不純物。
含有既知	「原料メーカーから管理対象物質を含有している情報の提供を受けた」、「なんらかの方法で含有しているデータを確認した」など、意図的添加・非意図的添加に関わらず含有物質を把握していること。
含有率	化学物質の濃度。単位は[ppm](質量比 1ppm は百万分の一)、または[重量%](質量比 1 重量%は百分の一)等を用いる。 例えば均質材料の質量を分母としたときの化学物質の濃度を算出する場合を下記に示す。 ・含有濃度(含有率)=化学物質の含有質量÷化学物質を含有する部位(均質材料)の質量
閾値	製品、部品、材料等に含まれる物質の含有量もしくは、含有濃度の最大許容値。 閾値の項目に例えば「意図的添加」と「数値：0.1 重量%(1000ppm)」といった複数の閾値レベルが示されている場合は、何れも満たす必要がある。

用語	説明
均質材料	<p>全体が均一組成になっている単一の材料または機械的な行為(ネジ外し、切断、押しつぶし、破碎、研磨加工等)により異なる材料に解体・分離できない材料を指す。</p> <p>例：個々の種類のプラスチック、セラミック、ガラス、金属合金、樹脂ポリマー、塗装・接着剤(乾燥および硬化後の状態)、めっきなどの単層、はんだ、紙など。</p> <p>梱包材・包装材に関しては、包装を構成する部材(包装材を簡単な手段で分離できる部分(例:ダンボール梱包における「ダンボール紙」と組立てに用いる「粘着テープ」、表示に用いる「ラベル」はそれぞれ別の部材とする))の質量を分母として、鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの四重金属含有合計(重量比)の濃度を含有濃度とする。</p>
部品	<p>完成品(化学品及び/または部品を組み合わせた、加工したりして製造した最終の成形品)に至るまでの成形品。</p> <p>例：パソコンのキーボードの1つのキー、モーター用銅材、半導体、自動車用ブレーキなど</p>
製品	<p>組織が、その活動の結果として、顧客に引き渡す部品及び完成品。</p>
chemSHERPA (ケムシエルパ)	<p>経済産業省の主導で JAMP 及び JGPSSI を統合する形で開発された製品含有化学物質情報の伝達スキーム。製品に含有される化学物質を適正に管理し、拡大する規制に継続的に対応するため、サプライチェーン全体で利用可能。</p> <p>2015 年より JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)が運用を開始。</p>
JAMP	<p>アーティクルマネジメント推進協議会(Joint Article Management Promotion-consortium)</p> <p>JAMP はサプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の円滑な開示・伝達のための仕組み作りを推進する非営利団体で、2006 年 9 月に発足。これまでに情報開示・伝達のためのツールやガイドラインなどを開示している。(Web サイト：JAMP)</p>
IEC62474	<p>IEC(国際電気標準会議)が作成・発行している電気電子業界の製品含有化学物質情報伝達に関する材料宣言の国際規格。</p> <p>IEC 62474 の目的は、報告物質の要求事項の整理、物質・材料の情報伝達のプロトコルの標準化、データの転送や処理を容易にすることで、サプライチェーン全体の情報の調和と経済的効率の向上を行うこととされている。(Web サイト：IEC 62474 の概要)</p>
CAS 番号	<p>米国化学会の情報部門である CAS(Cheical Abstract Service)が化学物質に付与した番号(化学物質の固有番号)</p>
REACH 規則 認可対象候補物質 (SVHC)	<p>REACH 規則 59 条の手続きにより定められる物質。REACH 規則 57 条で規定される特性(発がん性、変異原性、生殖毒性、難分解性、生物蓄積性、毒性などが懸念される特性)をもつ物質から選定される。認可対象候補物質が公表された段階から、「成形品の構成成形品中に認可対象候補物質が 0.1 重量%を超えて含有する場合は、その情報等を受領者に伝達しなければならない」などの義務が発生。</p> <p>認可対象候補物質(SVHC)は定期的に追加され欧州化学品庁(ECHA)の HP で公表される。(Web サイト：Candidate List)</p>

用語	説明
適用除外用途	法規制で禁止対象物質であっても代替技術が確立されていない等により、その適用が除外される用途や製品等を指す。用途・製品限定、期限付きで禁止物質の使用が認められている。
SDS(Safety Data Sheet : 安全データシート)	事業者が化学製品を安全に取扱うために、その化学名、製造元名、危険有害性、組成及び成分情報、取扱い及び保管上の注意、環境影響、応急措置、安全対策、緊急時の対策などに関する詳細で不可欠な情報が記載された、言わば「化学製品の取扱説明書」のこと。

別表 1. 禁止物質リスト

納入品への含有を禁止する化学物質を示します。

化学物質法規制の動向や業界基準、当社顧客基準を考慮し、禁止物質としています

意図的添加・非意図的添加に関わらず含有既知である場合は、chemSHERPA-AI での報告をお願いします。

No.	物質/物質群	対象	閾値	適用除外	主な参照法規制
1	カドミウム及びその化合物	製品・部品	均質材料中のカドミウムの 0.01 重量%(100ppm)以下であること	付属書 1 参照	[EU] RoHS 指令 2011/65/EU 及びその改正 ; [中国] 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法 (改正中国版 RoHS; [日本] 資源有効利用促進法; [EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質)
2	鉛及びその化合物	製品・部品	均質材料中の鉛の 0.1 重量% (1000ppm)以下であること		[EU] RoHS 指令 2011/65/EU 及びその改正 ; [中国] 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法 (改正中国版 RoHS; [日本] 資源有効利用促進法; [EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質)
3	水銀及びその化合物	製品・部品	意図的添加禁止または均質材料中の水銀の 0.1 重量% (1000ppm)以下であること		[EU] RoHS 指令 2011/65/EU 及びその改正 ; [中国] 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法 (改正中国版 RoHS; [日本] 資源有効利用促進法; [EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質); [カナダ] 水銀含有製品規則 SOR/2014-254
4	六価クロム及びその化合物	製品・部品	均質材料中の六価クロムの 0.1 重量%(1000ppm)以下であること		[EU] RoHS 指令 2011/65/EU 及びその改正 ; [中国] 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法 (改正中国版 RoHS; [日本] 資源有効利用促進法
5	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	製品・部品	均質材料中の 0.1 重量% (1000ppm)以下であること	-	[EU] RoHS 指令 2011/65/EU 及びその改正 ; [中国] 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法 (改正中国版 RoHS; [日本] 資源有効利用促進法
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	製品・部品	意図的添加禁止または均質材料中の 0.1 重量%(1000ppm)以下であること	-	[EU] RoHS 指令 2011/65/EU 及びその改正 ; [中国] 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法 (改正中国版 RoHS; [日本] 資源有効利用促進法; [日本] 化審法第一種特定化学物質; [米国] 有害物質規制法 (TSCA)
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	製品・部品	均質材料中の 0.1 重量% (1000ppm)以下であること	付属書 1 参照	[EU] RoHS 指令 2011/65/EU 及びその改正; [EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 CL (認可対象候補物質)
8	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	製品・部品	均質材料中の 0.1 重量% (1000ppm)以下であること		[EU] RoHS 指令 2011/65/EU 及びその改正 ; [EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 CL (認可対象候補物質)
9	フタル酸ジ- n -ブチル(DBP)	製品・部品	均質材料中の 0.1 重量% (1000ppm)以下であること		[EU] RoHS 指令 2011/65/EU 及びその改正 ; [EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 CL (認可対象候補物質)
10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	製品・部品	均質材料中の 0.1 重量% (1000ppm)以下であること		[EU] RoHS 指令 2011/65/EU 及びその改正 ; [EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 CL (認可対象候補物質)

No.	物質/物質群	対象	閾値	適用除外	主な参照法規制
11	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	製品・部品	意図的添加禁止または均質材料中の 0.0075 重量%(75ppm) 以下であること	—	[EU] 残留性有機汚染物質 (POPs) 規則 (EC) No.850/2004 ; [EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 CL (認可対象候補物質) ; [日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
12	ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類) 及び特定代替品	製品・部品	意図的添加禁止	付属書 1 参照	[EU] 残留性有機汚染物質 (POPs) 規則 (EC) No.850/2004 ; [米国] 有害物質規制法 (TSCA) ; [日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
13	ポリ塩化ナフタレン類(PCN 類)	製品・部品	意図的添加禁止	—	[EU] 残留性有機汚染物質 (POPs) 規則 (EC) No.850/2004 ; [日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
14	ポリ塩化ターフェニル類(PCT 類)	製品・部品	均質材料中の 0.005 重量% (50ppm)以下であること	—	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質)
15	短鎖塩素化パラフィン類 (C10~13, SCCPs)	製品・部品	意図的添加禁止または均質材料中の 0.1 重量%(1000ppm) 以下であること	—	[EU] 残留性有機汚染物質 (POPs) 規則 (EC) No.850/2004 ; [ノルウェー] 消費者製品規則 FOR-2004-06-01-922 ; [スイス] 化学品リスク低減令 (ChemRRV)
16	トリス(2-クロロエチル)=ホスファート(TCEP)	製品・部品	部品中の 0.1 重量% (1000ppm)以下であること	—	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質) ; [米国] バーモント州 Act85 (塩素系難燃剤規制)Act85 ; [米国] ワシントン DC. 発癌性難燃剤禁止改正法 21-108/2016 ; [EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 CL (認可対象候補物質)
17	トリス(1-クロロ-2-プロピル)=ホスファート(TCPP)	製品・部品	部品中の 0.1 重量% (1000ppm)以下であること	—	[米国] バーモント州 Act85 (塩素系難燃剤規制)
18	トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)ホスファート(TDCPP)	製品・部品	部品中の 0.1 重量% (1000ppm)以下であること	—	[米国] バーモント州 Act85 (塩素系難燃剤規制) ; [米国] ワシントン DC. 発癌性難燃剤禁止改正法 21-108/2016
19	フッ素系温室効果ガス(PFC、SF6、HFC)類	製品・部品	意図的添加禁止	—	[EU] フッ素化温室効果ガスに関する規則 (EC) No.517/2014
20	オゾン層破壊物質(ODS) (CFC,Halon, HBFC, HCFC その他) モントリオール議定書 附属書 A,B,C,E の対象物質	製品・部品	意図的添加禁止	—	[EU] オゾン層破壊物質に関する規則 (EC) No.1005/2009 ; [日本] 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 ; [米国] 大気浄化法
21	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)およびその誘導体	製品・部品	意図的添加禁止または ・コートされた材料の 1µg/m2 未満であること ・均質材料中の 0.1 重量% (1000ppm) (PFOS の合計として) 未満であること	—	[EU] 残留性有機汚染物質 (POPs) 規則 (EC) No.850/2004 ; [カナダ] 特定有害物質禁止規則 SOR/2012-285 及びその改正 ; [日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
22	ペルフルオロオクタン酸(PFOA) とその塩	製品・部品	意図的添加禁止または PFOA とその塩の合計で部品中や混合物中の 0.0000025 重量% (25ppb)以下であること。	付属書 1 参照	[EU] 残留性有機汚染物質 (POPs) 規則 (EU) 2019/1021 ; [日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

No.	物質/物質群	対象	閾値	適用除外	主な参照法規制
23	PFOA 関連化合物	製品・部品	意図的添加禁止または PFOA 関連化合物またはそれらの組み合わせで部品中や混合物中の 0.0001 重量%(1ppm、1000ppb)以下であること	付属書 1 参照	[EU] 残留性有機汚染物質 (POPs) 規則 (EU) 2019/1021
24	三置換有機スズ化合物	製品・部品	意図的添加禁止またはスズ元素としての、均質材料中の 0.1 重量%(1000ppm)以下であること	-	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質); [日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律; [ノルウェー] 消費者製品規則 FOR-2004-06-01-922
25	ジブチルスズ化合物(DBT)	製品・部品	均質材料中のスズの 0.1 重量%(1000ppm)以下であること	付属書 1 参照	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質)
26	ジオクチルスズ化合物(DOT)	2 液性室温硬化モールドイングキット (RTV-2)	均質材料中のスズの 0.1 重量%(1000ppm)以下であること	-	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質)
27	アスベスト類	製品・部品	意図的添加禁止	-	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質); [米国] 有害物質規制法 (TSCA); [スイス] 化学品リスク低減令 (ChemRRV)
28	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)	製品・部品	意図的添加禁止または均質材料中の 0.1 重量%以下であること(1000ppm)	-	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律; [EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 CL (認可対象候補物質)
29	ジメチルフマラート(フマル酸ジメチル) (DMF)	製品・部品	均質材料中の 0.00001 重量%(0.1ppm)以下であること	-	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質)
30	ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸(PFHxS)とその塩	製品・部品	意図的添加禁止または PFHxS とその塩の合計で部品中及び混合物中の 0.0000025 重量%(25ppb)以下であること	-	[EU] 残留性有機汚染物質 (POPs) 規則 (EU) 2019/1021
31	PFHxS 関連物質	製品・部品	意図的添加禁止または PFHxS 関連化合物またはそれらの組み合わせで部品中や混合物中の 0.0001 重量%(1ppm、1000ppb)以下であること	-	[EU] 残留性有機汚染物質 (POPs) 規則 (EU) 2019/1021
32	ペルフルオロカルボン酸 (PFCAs)C9-C14 とその塩	製品・部品	C9-C14 の PFCAs とその塩の合計で部品中や混合物中の 0.0000025 重量%(25ppb)以下であること	付属書 1 参照	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質)
33	PFCAs C9-C14 関連物質	製品・部品	C9-C14 PFCA 関連物質またはそれらの組み合わせで部品中や混合物中の 0.000026 重量%(260ppb)以下であること	付属書 1 参照	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質)

No.	物質/物質群	対象	閾値	適用除外	主な参照法規制
34	長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸(LCPFACs)およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物	表面コーティングを有する部品および成形品をコーティングする為の材料※1	意図的添加禁止	付属書 1 参照	[米国] 有害物質規制法 (TSCA)
35	デクロランプラス	製品・部品	意図的添加禁止	—	(国際条約) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約)
36	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	製品・部品	意図的添加禁止	—	(国際条約) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約)
37	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	製品・部品	意図的添加禁止または均質材料や混合物中の 0.001 重量% (10ppm)以下であること	—	[EU] 残留性有機汚染物質 (POPs) 規則 (EU) 2019/1021 ; [日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
38	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) : PIP (3:1)	製品・部品	意図的添加禁止	付属書 1 参照	[米国] 有害物質規制法 (TSCA)
39	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)	製品・部品	意図的添加禁止	—	[米国] 有害物質規制法 (TSCA) ; [日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
40	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン (HCBd)	製品・部品	意図的添加禁止	—	[米国] 有害物質規制法 (TSCA) ; [日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
41	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	製品・部品	意図的添加禁止	—	[米国] 有害物質規制法 (TSCA)
42	ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル類	製品・部品	意図的添加禁止または均質材料中の 0.0005 重量%(5ppm)以下であること	—	[EU] 残留性有機汚染物質 (POPs) 規則 (EU) 2019/1021 ; [日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
43	ヘキサクロロエタン	非鉄金属類の製造または加工	意図的添加禁止	—	[EU] REACH 規則 Annex XVII (制限対象物質)
44	アルドリン	製品・部品	意図的添加禁止	—	[日本] 化審法第一種特定化学物質 ; [EU] 残留性有機汚染物質 (POPs) 規則 (EU) 2019/1021
45	マイレックス	製品・部品	意図的添加禁止	—	[日本] 化審法第一種特定化学物質 ; [EU] 残留性有機汚染物質 (POPs) 規則 (EU) 2019/1021
46	赤リン	樹脂材料	意図的添加禁止	—	当社顧客要求
47	放射性物質	製品・部品	意図的添加禁止	—	[日本] 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ; [日本] 放射線障害防止法 (放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律)
48	フタル酸ジ-n-ヘキシル(DnHP)	製品・部品	均質材料中の 0.1 重量% (1000ppm)以下であること	—	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 CL (認可対象候補物質) ; [米国カリフォルニア州] プロポジション 65 (1989 年安全飲料水及び有害物質施行法)

No.	物質/物質群	対象	閾値	適用除外	主な参照法規制
49	フタル酸ジイソニル(DINP)	製品・部品	均質材料中の 0.1 重量% (1000ppm)以下であること	—	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質) ; [米国カリフォルニア州] プロポジション 65 (1989 年安全飲料水及び有害物質施行法)
50	フタル酸ジイソデシル(DIDP)	製品・部品	均質材料中の 0.1 重量% (1000ppm)以下であること	—	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質) ; [米国カリフォルニア州] プロポジション 65 (1989 年安全飲料水及び有害物質施行法)
51	四重金属(カドミウム、鉛、水銀、六価クロム)	包装材	包装材中または包装材構成部に、鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの濃度レベルの合計が 0.1 重量%(100ppm)以下であること	輸送業者 または製品・部品等の納入業者が所有する通函	[EU] 包装材及び包装廃棄物指令 (94/62/EC) ; [米国] 包装材に関する重金属規制
52	フタル酸エステル(4 種) ・フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) ・フタル酸ブチルベンジル(BBP) ・フタル酸ジ- n -ブチル(DBP) ・フタル酸ジイソブチル(DIBP)	包装材	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料中の 0.1 重量% (1000ppm)以下であること		[EU] REACH 規則 Annex XVII (制限対象物質) ; [米国] 有害物質規制法 (TSCA)
53	1～7 個の芳香環を含む鉍物油芳香族炭化水素(MOAH)	包装材 印刷物※2	インク中の 0.1 重量% (1000ppm)以下であること		[フランス] 循環経済法 L.2020-105 (鉍物油規制)
54	3～7 個の芳香環を含む鉍物油芳香族炭化水素(MOAH)	包装材 印刷物※2	インク中の 0.0001 重量% (1ppm)以下であること		[フランス] 循環経済法 L.2020-105 (鉍物油規制)
55	16～35 個の炭素原子をもつ鉍物油飽和炭化水素 (MOSH)	包装材 印刷物※2	インクの中 0.1 重量% (1000ppm)以下であること		[フランス] 循環経済法 L.2020-105 (鉍物油規制)

【別表 1. 禁止物質リストに関する注釈】

※1. 「表面コーティング」とは、薄い膜として使用された材料であり、保護、装飾、または機能性膜として成形品の表面に形成されるものを指す。多くの場合ラッカーやエナメルなどの塗料を指すが、その他に、ワニス、シーラント、接着剤、インク、マスカント、および一時的な保護膜のような(ただしこれらに限定されない)、他の材料または成形品の表面に形成される層を指す。

※2. 印刷物の例：カタログ、説明書類、包装材に貼り付けるラベルなど。

別表 2. 管理物質リスト

納入品への使用実態を把握し、適切な管理を行うべき化学物質を示します。

化学物質法規制の動向や業界基準、当社顧客基準を考慮し、現状、製品含有禁止とされていない、又は禁止用途が自社製品に該当しないなどの理由により管理物質としています。

意図的添加・非意図的添加に関わらず含有既知である場合は、chemSHERPA-AI での報告をお願いします。

No.	物質/物質群	対象	閾値	備考
1	アンチモン及びその化合物	製品・部品	含有	—
2	ヒ素及びその化合物	製品・部品	含有	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質)
3	ベリリウム及びその化合物	製品・部品	含有	—
4	ビスマス及びその化合物	製品・部品	含有	—
5	ニッケル及びその化合物	製品・部品	含有	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質)
6	セレン及びその化合物	製品・部品	含有	—
7	コバルト及びその化合物	製品・部品	含有	—
8	亜鉛及びその化合物	製品・部品	含有	—
9	マンガン及びその化合物	製品・部品	含有	—
10	マグネシウム及びその化合物	製品・部品	含有	—
11	銅及びその化合物	製品・部品	含有	—
12	金及びその化合物	製品・部品	含有	—
13	パラジウム及びその化合物	製品・部品	含有	—
14	銀及びその化合物	製品・部品	含有	—
15	臭素系難燃剤(PBB 類、PBDE 類、HBCD を除く)	製品・部品	含有	(規格) IPC-4101、IEC61249-2-21
16	塩素系難燃剤(CFR) (TCEP、TCPP、TDCPP を除く)	製品・部品	含有	(規格) JEDEC JS709
17	ハロゲン系難燃剤	製品・部品	含有	[EU] 電子ディスプレイのエコデザイン要件に関する規則 (EU) 2019/2021
18	過塩素酸塩	製品・部品	含有	[米国カリフォルニア州] 過塩素酸塩汚染防止法 2003
19	フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	製品・部品	含有	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質) ; [米国カリフォルニア州] プロポジション 65 (1989 年安全飲料水及び有害物質施行法)

No.	物質/物質群	対象	閾値	備考
20	ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩	製品・部品	含有	—
21	PFHxA 関連物質	製品・部品	含有	—
22	炭素数 15 から 21 のペルフルオロカルボン酸(C15-C21 PFCA)とその塩および C15-C21 PFCA 関連物質	製品・部品	含有	—
23	ペルフロオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)	製品・部品	含有	[米国メイン州] PFAS 汚染停止法 (州法番号 : LD1503) ; 米国特定州 包装材料有害物質規則
24	テカブロモジフェニルエタン(DBDPE)	製品・部品	含有	—
25	ホルムアルデヒド	製品・部品	含有	[オーストリア] BGB I 1990/194:ホルムアルデヒド規制§2,12/2/1990; [リトアニア] 衛生基準 HN 96:2000 (衛生基準及び規則) ②[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質)
26	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	製品・部品	含有	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質)
27	特定多環芳香族炭化水素(PAHs)	製品・部品	含有	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII (制限対象物質)
28	ポリ塩化ビニル(PVC)及びその混合物	包装材料	含有	(規格) JEDEC JS709
29	二塩化コバルト	(1)乾燥剤(シリカゲル等)に使用される湿度指示薬 (2)湿度インジケータ —	含有	[EU] 危険物質の分類・包装・表示に関する指令 (EU 指令 67/548/EEC)
30	REACH 規則認可対象候補物質 (SVHC)	製品・部品 包装材料	含有	欧州化学品庁(ECHA)の HP より最新版リスト参照。(Web サイト : Candidate List)
31	chemSHERPA 管理対象化学物質 (別表 1.禁止物質を除く物質を管理物質とする)	製品・部品 包装材料	含有	「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」(最新)及び「chemSHERPA 管理対象物質説明書」参照 (Web サイト : chemSHERPA 管理対象物質情報)

付属書 1. 禁止物質の適用除外用途リスト

別表 1. 禁止物質リストに対する主な適用除外用途を示します。

但し、全ての適用除外用途を網羅しているわけではありません。

本リストに掲載されていない適用除外用途に該当する場合を含め、chemSHERPA-AI でのご報告をお願いします。

No.	物質	対象法規制	適用除外用途	適用除外の満了日
1	カドミウム及びその化合物	EU RoHS	RoHS 適用除外用途	
2	鉛及びその化合物	EU RoHS		
3	水銀及びその化合物	EU RoHS		
4	六価クロム及びその化合物	EU RoHS		
5	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	EU REACH	EU RoHS の適用範囲以外の産業用、農業用、または屋外用いずれか限定で使用され、ヒトの粘膜に接触しない又はヒトの皮膚に長時間接触しない部品・材料	—
6	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	EU REACH		
7	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)	EU REACH		
8	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	EU REACH		
9	ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)	TSCA	製造プロセス(顔料の製造を含むがこれに限定されない)中の副生物として、材料中で 2ppm 以下の PCB	—
10	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び PFOA 関連化合物	EU POPs	半導体製造におけるフォトリソグラフィーマたはエッチングプロセス	2025-07-04
11	ジブチルスズ化合物(DBT)	EU REACH	部品・デバイスに用いられる包装材で、消費者に提供されず再使用される包装部品・材料への添加剤	—
			デバイス、半導体およびその他部品に用いられる包装部品・材料(トレイ、マガジンスティック、ストップ、リール、エンボスキャリアテープ等)への添加剤	—
12	ペルフルオロカルボン酸(PFCAs) C9-C14 とその塩	EU REACH	半導体製造におけるフォトリソグラフィーマたはエッチングプロセス	2025-07-04
13	PFCAs C9-C14 関連物質	EU REACH	半導体製造におけるフォトリソグラフィーマたはエッチングプロセス	2025-07-04
14	長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸(LCPFACs)およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物	TSCA	表面コーティングを有する部品、及び成形品をコーティングする為の材料以外のもの	—
15	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) : PIP (3:1)	TSCA	潤滑油及びグリース (これらを使用した成形品を含む)	—

付属書 2. Glosel 管理対象例示物質リスト

別表 1. 禁止物質リスト及び別表 2. 管理物質リストについて CAS 番号を含めた具体的な化学物質を別ファイルに纏めています。「Glosel 管理対象例示物質リスト」をご参照ください。

改訂履歴

版	制定/改訂年月	改訂内容
1	2020 年 4 月	初版制定
2	2024 年 3 月	<p>主な改訂は以下の通り。</p> <p>(1) 1.はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020 年時点の環境方針の引用文章を削除。下記文章を追加。 <p>「当社は、グリーン調達活動を推進し、取引先様とともに地球環境保全を図り、持続可能な社会の継続的発展に貢献してまいります。取引様におかれましては、当社のグリーン調達活動への一層のご理解とご協力をよろしく申し上げます。」</p> <p>(2) 3. 適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包装材についての下記補足説明を追加。 <p>※包装とは、当社に納入する製品、部品、材料等の包み込み、保護、取扱、配送などに用いる資材を指します。例：段ボール、内装箱、緩衝材、トレイ、ポリ袋、粘着テープ、乾燥剤、ラベルなど</p> <p>(3) 4.3 納入品に関する化学物質管理基準の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁止物質が含有していた場合の取引先様への要求事項の記載を下記へ変更。 <p>「また、万一納入品が本基準に適合しないことが判明した場合(閾値を超える禁止物質が含有し、適用除外用途に該当しないなど)は、速やか(確認時より 24 時間以内)にご連絡をお願いします。その後の対応については、当社と取引先様との協議を通じて決定します。」</p> <p>(4) 4.4 納入品の含有化学物質に関する情報のご提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お願い事項」2 項目に FMD(Full Material Declaration：全成分情報)での成分情報作成要求文章を追加。 ・「お願い事項」4 項目にやむを得ない事情で chemSHERPA データの提出が不可の場合や顧客要求など、必要に応じて貴社でご提出可能な成分表、SDS、非含有証明書、分析データなどを依頼させていただく旨の文章へ修正。 <p>(5) 5.お問合せ先を削除。グリーン調達基準書に関するお問合せ先は、「改訂のご案内」文書へ移動。</p> <p>(6) 別表 1. 禁止物質リスト、別表 2. 管理物質リスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質法規制の動向及び業界基準、当社顧客基準などを考慮し、禁止 24 物質、管理 11 物質を追加。具体的な物質/物質群などの詳細は、「Glosel グリーン調達基準書改訂のご案内」に記載。 ・「対象」、「適用除外」の項目追加、「主な法規制」に具体的な法規制名を記載。 ・第 1 版文書内：禁止物質リスト対象法規制の一覧表を削除。 <p>(7) 付属書 1. 禁止物質の適用除外用途リストを追加。(禁止物質の主な適用除外を明確化)</p> <p>(8) 付属書 2. Glosel 管理対象例示物質リストを追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CAS 番号を含む例示物質が数千物質に及ぶため本文書と分け、別ファイルとして禁止物質、管理物質の例示物質リストを作成。第 1 版文書内：別表 3. 「禁止物質」の例示物質リストを削除。